

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行		改 正 後	
項 目	頁	項 目	頁
II-3-8 本人確認、疑わしい取引の届出義務		II-3-8 取引時確認、疑わしい取引の届出義務	
(中略)		(中略)	
II-1-3 監督手法・対応		II-1-3 監督手法・対応	
<p>下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理について検証することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合的なヒアリング(「III-1-2 オフサイト・モニタリングの主な留意点(3)②」を参照)</p>		<p>下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理について検証することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合的なヒアリング(「III-1-3 オフサイト・モニタリングの主な留意点(3)②」を参照)</p>	
(中略)		(中略)	
II-3-8 本人確認、疑わしい取引の届出		II-3-8 取引時確認、疑わしい取引の届出	
II-3-8-1 意義		II-3-8-1 意義	
<p>少額短期保険業者が本人確認等の顧客管理体制の整備を図るとともに、反社会的勢力への対応を図ることにより、テロ資金供与やマネー・ロンダリング等に利用されることを防止することが重要である。</p>		<p>少額短期保険業者が取引時確認等の顧客管理体制の整備を図るとともに、反社会的勢力への対応を図ることにより、テロ資金供与やマネー・ロンダリング等に利用されることを防止することが重要である。また、FATF勧告に基づく国際的なテロ資金供与及びマネー・ロンダリング対策を実効性あるものとするためには、国内のみならず、海外営業拠点における業務についても、これらの対策につき適切な対応を行うための態勢を整備することが求められている。</p>	
II-3-8-2 管理体制		II-3-8-2 主な着眼点	
「総合指針II-3-9-2 <本人確認、疑わしい取引の届出> 管理体制」に		「総合指針II-3-9-2 <取引時確認、疑わしい取引の届出> 主な着眼	

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ－3－8－3 監督手法・対応</p> <p>本人確認等の管理体制について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第272条の22に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第272条の25又は法第272条の26に基づき行政処分を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>Ⅲ－1－5－1 金融庁長官への協議</p> <p>財務局長は、少額短期保険業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。</p> <p>なお、協議の際は、財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）における検討の内容及び処理意見を付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>Ⅲ－1－5－3 管轄財務局長の権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任</p> <p>財務局長は、令第47条の2等の規定により財務局長に委任された事務のうち、次に掲げるもの及び少額短期保険募集人に関する事務について、登録申請者及び少額短期保険業者の本店の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長（以下、「財務事務所長等」という。）に内部委任することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>点」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ－3－8－3 監督手法・対応</p> <p>取引時確認等の管理体制について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第272条の22に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第272条の25又は法第272条の26に基づき行政処分を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>Ⅲ－1－5－1 金融庁長官への協議</p> <p>財務局長は、少額短期保険業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。</p> <p>なお、協議の際は、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>Ⅲ－1－5－3 管轄財務局長の権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任</p> <p>財務局長は、令第47条の2等の規定により財務局長に委任された事務のうち、次に掲げるもの及び少額短期保険募集人に関する事務について、登録申請者及び少額短期保険業者の本店の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長（以下、「財務事務所長等」という。）に内部委任することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>なお、各財務局の特性に応じ、財務局長の判断により、登録申請者等の利便を図るため、当該事項以外に財務事務所長等に内部委任することは差し支えない。</p> <p>これらの事項に関する申請書及び届出書等は、管轄財務局長(福岡財務支局長を含む。)宛提出させるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－２－４ 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1) 登録申請書等の受理及び確認</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 代申業者の申請等</p> <p>ア. 少額短期保険募集人について代申業者が代理人として申請等をしようとするときは、当該代申業者の本店が、別紙様式V-1により作成した代申業者の申請等書面等(電子情報処理組織によるものを含む。)を、少額短期保険募集人が所属する少額短期保険業者の主たる事務所を管轄する財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)に提出させるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>なお、各財務局の特性に応じ、財務局長の判断により、登録申請者等の利便を図るため、当該事項以外に財務事務所長等に内部委任することは差し支えない。</p> <p>これらの事項に関する申請書及び届出書等は、管轄財務局長(福岡財務支局長及び沖縄総合事務局を含む。)宛提出させるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－２－４ 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1) 登録申請書等の受理及び確認</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 代申業者の申請等</p> <p>ア. 少額短期保険募集人について代申業者が代理人として申請等をしようとするときは、当該代申業者の本店が、別紙様式V-1により作成した代申業者の申請等書面等(電子情報処理組織によるものを含む。)を、少額短期保険募集人が所属する少額短期保険業者の主たる事務所を管轄する財務局に提出させるものとする。</p> <p>(以下略)</p>